都 道 府 県 指 定 都 市 中 核 市

母子保健主管部(局)長 殿

厚生労働省子ども家庭局長 ( 公 印 省 略 )

医療機関・福祉施設における優生手術に関する個人記録の保有状況の調査について(依頼)

平成8年に現在の母体保護法に改正される前の旧優生保護法に関しては、「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」や「与党旧優生保護法に関するワーキングチーム」において議論が行われており、今般、当省に対し、医療機関及び福祉施設が保有する個人の優生手術に関する記録について調査するよう要請がありました。

ついては、「医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の保全について(依頼)」(平成30年4月25日付子母発0425第1号・子家発0425第2号・医政総発0425第1号・降企発0425第1号)及び「保護施設における旧優生保護法に関連した資料の保全について(依頼)」(平成30年6月29日付子母発0629第1号・社援保発0629第1号)において旧優生保護法に関連した資料の保全を依頼した医療機関及び福祉施設に対して、別添の調査要領に従って別紙調査票による調査を実施していただき、各都道府県、指定都市及び中核市において取りまとめた上で、別紙調査様式により調査結果を提出していただきますよう御協力をお願いいたします。

以上

## [送付資料]

- ・医療機関・福祉施設における優生手術に関する個人記録の保有状況調査要領
- ・調査票・調査様式

## 医療機関・福祉施設における優生手術に関する個人記録の保有状況調査要領

## 1. 趣旨•目的

旧優生保護法(以下「法」といいます。)に関する今後の検討に向けて、医療機関及び福祉施設を対象に、法第3条(第1項第4号及び第5号を除く。)、第4条又は第12条に基づき実施された優生手術に関する個人記録の保有状況について、当該保有状況の実態を把握するための調査です。

なお、本調査は個人の診療記録(カルテ等)やケース記録の洗い出し等の網羅的な確認 を医療機関・福祉施設に求めるものではなく、調査時点において、各医療機関・福祉施設 が把握している範囲内の情報について、回答を求めるものです。また、回答は任意です。

## 2. 調査対象医療機関・福祉施設

以下に該当する全ての医療機関及び福祉施設が対象です。

・医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項 に規定する診療所(国立高度専門医療研究センター、国立病院、労災病院及び公立病 院を含む)

※歯科医業を行うもの(医業と併せて行うものを除く)を除く全診療科が対象です。

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第5条第11項に規定する障害者支援施設
- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第38条に規定する母子生活支援施設
- ・児童福祉法第 41 条に規定する児童養護施設
- ・児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設
- 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設
- ・児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設
- ・売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設
- ・生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条に規定する保護施設
- ※個別の機関・施設等について対象となるかどうか疑義があるときは、5 に記載の照会 先までご照会ください。

## 3. 回答期限

平成30年8月24日(金)までに、各医療機関及び福祉施設から回答を求め、9月21日(金)までに都道府県・指定都市・中核市ごとに取りまとめた上で調査結果をご提出ください。なお、提出後に回答に修正が必要な場合には速やかにご連絡ください。

# 4. 調査事項

調査票(別紙1)を調査対象となる医療機関及び福祉施設宛てに配布・回収し、結果を集計の上、調査様式①・②(別紙2-1・2-2)に記入し、上記期限までに提出してください。

- (1)調査内容(別紙1:調査票)について
  - ① 医療機関・福祉施設の名称

2の調査対象医療機関・福祉施設について、名称を記入してください。

- ② 医療機関・福祉施設の種別 2の調査対象医療機関・福祉施設について、該当する種別を選択してください。
- ③ 優生手術に関する記録の保有状況

2の調査対象医療機関・福祉施設ごとに、法第3条(第1項第4号及び第5号を除く。)、第4条又は第12条に基づき行われた優生手術に関する個人記録\*について、「ある」、「ある可能性がある」、「ない又はない可能性が高いと思われる」のいずれかを選択してください。

- ※個人記録:記録の媒体(紙媒体・電子媒体)を問わず、カルテ等の個人の記録であって優生手術が行われた(又は行われた可能性がある)ことが分かるものをいいます。したがって、優生手術一般に関する行政機関からの通知等、個人のケースに関連しない資料は含まれません。
- ※優生手術:「優生手術」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある個人記録は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術に関する個人記録も対象になります。

## (参考) 回答の基準について

- ア)「ある」と回答する場合の例
  - ・現時点で優生手術に関する個人記録の存在を確認している場合 (氏名・ 性別・住所・生年月日等の記載の一部が欠落している記録を含む。)
- イ)「ある可能性がある」と回答する場合の例
  - ・現時点で個人記録を把握していない医療機関であって、過去に当該医療機関で実施した優生手術の件数等の記録が確認されている場合
  - ・現時点で個人記録を把握していない医療機関であって、法の施行当時から 不妊手術を行っている医療機関である場合
  - ・現時点で個人記録を把握していない医療機関又は福祉施設であって、優生 手術の実施や個人記録の存在について職員や元職員の記憶又は証言があ る場合
  - ・現時点で個人記録を把握していない福祉施設であって、施設入所者やその 家族から当該施設入所者が過去に優生手術を受けた旨を聞いたことがあ る場合
- ウ)「ない又はない可能性が高いと思われる」と回答する場合の例
  - ・文書保存年限等により、法が母体保護法に改正される以前(平成8年9月 25日以前)の記録を一切保存していない場合
  - ・法が母体保護法に改正された以降(平成8年9月26日以降)に設立された医療機関や福祉施設である場合
- ※イ及びウの両方に該当する場合には「ない又はない可能性が高いと思われる」を選択してください。

## ④ 保有している記録の内容

③について、「ある」を選択した場合には、記録の種別を「優生手術申請関係書類」、「優生手術決定関係書類」、「その他優生保護審査会関係書類」、「診療記録(カルテ等)又はケース記録」、「その他」から選択してください(「その他」を選択した場合には自由記載欄にその内容を記載してください。)。また、手術が実施された(又は可能性がある)時期を記載するとともに、保有している記録に記載のある手術を受けた(又は受けた可能性がある)個人の人数を記入してください。

- ※優生手術申請関係書類:優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書、同意書等 の優生手術の申請に係る記録です。
- ※優生手術決定関係書類:優生手術適否決定通知書、優生手術実施医師指定通知 書、優生手術実施報告票等の手術の実施が決定した後 の記録です。
- ※その他優生保護審査会関係書類:優生保護審査会の資料、議事録等の記録です。
- ※記録の内容について、手術を受けた(又は受けた可能性がある)方の氏名等の 個人を特定することができる情報の記載は必要ありません。
- ⑤ 保有している可能性があると判断した理由
  - ③について「ある可能性がある」を選択した場合には、記録を保有している可能性があると判断した理由を記入してください。
- (2) 都道府県における集計(別紙2-1及び2-2:調査様式①・②)について
  - ① 別紙2-1には、各都道府県等において、調査対象数(調査票を送付した医療機関・福祉施設数)を記入するとともに、医療機関及び福祉施設の種別ごとに「ある」、「ある可能性がある」及び「ない又はない可能性が高い」と回答した件数、「ある」と回答した医療機関又は福祉施設が保有している記録に記載のある手術を受けた(又は受けた可能性がある)個人の人数を集計した結果を記入してください。また、回答がなかった施設及び回答しない旨連絡のあった施設についても集計し、「回答なし」として件数を記入してください。
  - ② 別紙2-2には、「ある」、又は「ある可能性がある」と回答した施設について、 回答の詳細を記入してください。

#### (3) 留意事項

- ・医療機関・福祉施設からの回答について、特記すべき事項があれば、様式2-2 の「特記事項」に記入してください。
- ・調査対象医療機関・福祉施設が多い場合は、必要に応じて調査様式の行を追加して記入してください。
- ・調査結果については、医療機関・福祉施設名が特定されない方法で整理・公表する予定です。

# 4. 提出先

botaihogo@mhlw.go.jp

# 5. 本件照会先

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

課長補佐 工藤春華 企画調整係 山崎博子、橋本捷太、釼持智洋

連絡先 直通:03-3595-2544

FAX: 03-3595-2680

## 旧優生保護法に関する記録について(ご協力のお願い)

旧優生保護法に関する今後の検討に向けて、医療機関及び福祉施設を対象に、旧優生保護法第3条(第1項第4号及び第5号を除く。)、第4条又は 第12条に基づき実施された優生手術に関する記録の保有状況について、任意の回答により、当該保有状況の実態を把握するための調査です。下記 回答期限の時点で把握している範囲内で、以下の項目につき、回答をお願いします。

回答期限:平成30年8月24日(金) 回答提出先:〇〇県〇〇課····

医療機関・福祉施設名称		担当者	
医療機関・福祉施設種別	※下記①~⑨から選択		
門医療研 ※障害者の ②障害者の する障害 ③児童福祉 ④児童福祉 ⑤児童福祉 ⑦児童福祉 8売春防山	肝究センター、国立病院、労災病院及び公立病院を ≦業を行うもの(医業と併せて行うものを除く)を除く≤	全診療科が対象です。 の法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規 子生活支援施設 人保護施設	
優生手術に関する 個人記録の有無	※下記①~③から選択		
	能性がある」 はない可能性が高いと思われる」		

A 優生手術申請関係書類

※下記A~Eから選択

※複数回答可

記録の種別

- B 優生手術決定関係書類
- Cその他優生保護審査会関係書類
- D 診療記録(カルテ等)又はケース記録
- Eその他

②と回答した場合は、「ある可能性がある」と判断した理由

のある手術を受けた(又は受けた可能性がある)個人の人数

手術実施時期

①と回答した場合は、保有している記録の種別、手術が実施された(又は可能性がある)時期及び当該記録に記載

記録の種別欄でEを選択した場合の記録の内容

人数

# <備考>

個人記録:記録の媒体(紙媒体・電子媒体)を問わず、カルテ等の個人の記録であって優生手術が行われた(又は行われた可能性がある)ことが分かるものをいいます。したがって、優生手術一般に関する行政機関からの通知等、個人のケースに関連しない資料は含まれません。 優生手術:「優生手術」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある個人記録は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術に関する個人記録も対象になります。

(参考)記録の有無に関する回答の基準について

ア)「ある」と回答する場合の例

- ・現時点で優生手術に関する個人記録の存在を確認している場合(氏名・性別・住所・生年月日等の記載の一部が欠落している記録を含む。) イ)「ある可能性がある」と回答する場合の例
- ・現時点で個人記録を把握していない医療機関であって、過去に当該医療機関で実施した優生手術の件数等の記録が確認されている場合
- ・現時点で個人記録を把握していない医療機関であって、法の施行当時から不妊手術を行っている医療機関である場合
- ・現時点で個人記録を把握していない医療機関又は福祉施設であって、優生手術の実施や個人記録の存在について職員や元職員の記憶又は証言がある場合
- ・現時点で個人記録を把握していない福祉施設であって、施設入所者やその家族から当該施設入所者が過去に優生手術を受けた旨を聞いたことがある場合
- ウ)「ない又はない可能性が高いと思われる」と回答する場合の例
- ・文書保存年限等により、法が母体保護法に改正される以前(平成8年9月25日以前)の記録を一切保存していない場合
- ・法が母体保護法に改正された以降(平成8年9月26日以降)に設立された医療機関や福祉施設である場合
- ※イ及びウの両方に該当する場合には「ない又はない可能性が高いと思われる」を選択してください。

# 提出自治体名:

		回答数				
	調査対象数	ある		ある可能性がある	ない又はない可能性が高い	回答なし
			人数			
医療機関						
障害者施設(※1)						
児童福祉施設(障害児入所施 設を除く)(※2)						
その他福祉施設(※3)						

<sup>※1</sup>調査対象のうち障害者支援施設及び障害児入所施設の合計を記入してください。

<sup>※2</sup>調査対象のうち障害児入所施設を除く母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の合計を記入してください。

<sup>※3</sup>調査対象のうち婦人保護施設及び保護施設の合計を記入してください。

<別紙2-2:調査様式② 個別票>

提出自治体名:

<b>隆理番号</b>	①医療機関・福祉施 設の名称	②医療機関・福祉施設 の種別	③優生手術に関する 記録の保有状況	4保	と有し <sup>・</sup>	てい <i>る</i> 別	記録	の種	⑤手術実施時期	⑥「その他」の記録の内容	⑦手術を受けた (又は可能性が ある)個人の人 数	8保有している可能性があると判断した理由 9特記事項
例	〇〇病院	病院又は診療所	ある	В	D	_	_	_	昭和25年~昭和38 年	_	5	_
例	△△病院	病院又は診療所	ある可能性がある	_	_	_	_	_	_	_	_	病院開設時(昭和40年)から現在まで母体保護に関する不妊手術を行っていることから優生手術の記録が存在する可能性がある。
例	××診療所	病院又は診療所	ある可能性がある	_	_	_	_	_	_	_	_	優生手術の記録が存在すると聞いたことがあ る。
例	障害者支援施設□□	障害者支援施設	ある可能性がある	_	_	_	_	_	_	_	_	かつて入所者が優生手術を受けたという話を 聞いたことがある。
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16 17												
18												
19												
20									1			
21									1			
22												
23												
24												
25						-	1	1				

平成30年(2018年) 7月20日

地域福祉課長 障がい者支援課長 様 こども・家庭課長

保健 • 疾病対策課長

医療機関・福祉施設における優生手術に関する 個人記録の保有状況の調査について(依頼)

このことについて、厚生労働省子ども家庭局長から別添写しのとおり、今後の検討に備えて、医療機関及び福祉施設が保有する個人の優生手術に関する記録について、調査依頼がありました。

つきましては、貴課関係施設に対して、本調査への協力依頼文を発出いただくとともに、 各施設からの回答をとりまとめていただき、9月3日(月)までに保健・疾病対策課あて 御提出願います。

なお、旧優生保護法に関連したお問い合わせや御意見は、保健・疾病対策課あて御連絡 くださるようお願いします。

長野県健康福祉部 保健·疾病対策課 母子·歯科保健係

課長 西垣 明子 担当 中澤 文子

電 話 026-235-7141

FAX 026-235-7170

長野県医師会長 様

長野県健康福祉部長

医療機関・福祉施設における優生手術に関する 個人記録の保有状況の調査について(依頼)

平素より、本県の保健衛生行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、旧優生保護法に関連した記録等の保全については、「旧優生保護法下において実施された優生手術に関する記録等の保全について」(平成30年4月4日付30保疾第8号)により医療機関に対して依頼をさせていただいたところですが、今般、厚生労働省子ども家庭局長から別添写しのとおり、今後の検討に備えて、医療機関及び福祉施設が保有する個人の優生手術に関する記録について、調査依頼がありました。

つきましては、別添写しのとおり県内全ての医療機関(長野市を除く\*)に対して、調査への協力をお願いしましたので、御承知いただくとともに、郡市医師会への情報提供について御配意くださるようお願い申し上げます。

\*長野市内の医療機関に対しては長野市から別途のとおり依頼予定です。

長野県健康福祉部 保健·疾病対策課 母子·歯科保健係

課長 西垣 明子 担当 中澤 文子

電 話 026-235-7141

FAX 026-235-7170

平成30年(2018年) 7月23日

長野県産科婦人科医会長 様

長野県健康福祉部長

医療機関・福祉施設における優生手術に関する 個人記録の保有状況の調査について(依頼)

平素より、本県の保健衛生行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、旧優生保護法に関連した記録等の保全については、「旧優生保護法下において実施された優生手術に関する記録等の保全について」(平成30年4月4日付30保疾第8号)により医療機関に対して依頼をさせていただいたところですが、今般、厚生労働省子ども家庭局長から別添写しのとおり、今後の検討に備えて、医療機関及び福祉施設で保有する個人の優生手術に関する記録について、調査依頼がありました。

つきましては、別添写しのとおり県内全ての医療機関(長野市を除く\*)に対して、調査への協力をお願いしましたので、御承知おきくださるようお願いいたします。

\*長野市内の医療機関に対しては、長野市から別途依頼予定です。

長野県健康福祉部 保健・疾病対策課 母子・歯科保健係

課長 西垣 明子 担当 中澤 文子

電 話 026-235-7141

FAX 026-235-7170

平成30年 (2018 年) 7 月23日

医療機関の長 様

(長野市内の医療機関を除く)

長野県健康福祉部長

医療機関・福祉施設における優生手術に関する 個人記録の保有状況の調査について(依頼)

平素より、本県の保健衛生行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、旧優生保護法に関連した記録等の保全については、「旧優生保護法下において実施された優生手術に関する記録等の保全について」(平成30年4月4日付30保疾第8号)により依頼をさせていただいたところですが、今般、厚生労働省子ども家庭局長から別添写しのとおり、今後の検討に備えて、医療機関及び福祉施設が保有する個人の優生手術に関する記録について、調査依頼がありました。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、下記により回答いただきますよう、何卒 よろしくお願いします。

なお、旧優生保護法に関連したお問い合わせや御意見は、保健・疾病対策課まで御連絡 ください。

記

- 1 提出資料: 別紙1 (調査票) (必要な場合は、別紙2)
- 2 提出先: 県庁健康福祉部 保健・疾病対策課
- 3 提出方法: 同封の返信用封筒にて御回答ください。
- 4 提出期限: 平成30年8月24日(金)
- 5 その他:
- (1) 本調査は、国の通知文中にもありますが、個人の診療記録(カルテ等)やケース記録の 洗い出し等の網羅的な確認を求められているものではなく、調査時点において、各医療機 関等が把握している範囲内の情報について回答を求めるものです。
- (2)任意で回答を求めるものではありますが、<u>資料がない場合につきましても御回答いただ</u>きますよう御協力をお願いいたします。
- (3)優生手術に関する個人記録が確認された場合は、保全をお願いします。 (提出いただく 必要はありません)

長野県健康福祉部 保健·疾病対策課 母子·歯科保健係

住 所 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

|担 当 課長 西垣 明子 担当 中澤 文子

電 話 026-235-7141

FAX 0 2 6 - 2 3 5 - 7 1 7 0

## 旧優生保護法に関する記録について

旧優生保護法に関する今後の検討に向けて、保健所設置市以外の市町村を対象に、旧優生保護法第3条(第1項第4号及び第5号を除く。)、第4条又は第12条に基づき実施された優生手術に関する記録の保有状況について、当該保有状況の実態を把握するための調査です。下記回答期限の時点で把握している範囲内で、以下の項目につき、ご回答をお願いします。

医療機関 名称	ご担当者 氏名
問1 優生手術に関す る個人記録の有無	※下記①~③から選択
①「ある」 ②「ある可能性がある」 ③「ない又はない可能性が高いと思われ	

問2 ①と回答の場合は、保有している記録の種別、手術が実施された(又は可能性がある) 時期及び当該記録に記載のある手術を受けた(又は受けた可能性がある)方に関する 資料等について1人ずつご記入ください。

(欄が足りない場合は、別紙2へご記入ください。)

- A 優生手術申請関係書類
- B 優生手術決定関係書類
- Cその他優生保護審査会関係書類
- D 診療記録(カルテ等)又はケース記録

Eその他

No	記録の種別 ※上記A〜Eから選択	記録の種別欄でEを選択した場合の記録の内容
1		
2		
3		

問3 ②と回答した場合は、「ある可能性がある」と判断した理由を御記入ください。

平成30年8月24日(金)までに、同封の返信用封筒により長野県保健・疾病対策課あて ご返送をお願いいたします。

# <別紙2 問2の追加記載用>

別紙1 問2の記載欄が足りない場合に、ご記入ください。

- A 優生手術申請関係書類
  - B 優生手術決定関係書類
  - C その他優生保護審査会関係書類
  - D 診療記録(カルテ等)又はケース記録
- E その他

No	記録の種別 ※上記A〜Eから選択	手術実施時期	記録の種別欄でEを選択した場合の記録の内容
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

## <備考>

#### 〇個人記録

記録の媒体(紙媒体・電子媒体)を問わず、カルテ等の個人の記録であって優生手術が行われた(又は行われた可能性がある)ことが分かるものをいいます。したがって、優生手術一般に関する行政機関からの通知等、個人のケースに関連しない資料は含まれません。

#### 〇優生手術

「優生手術」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある個人記録は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術に関する個人記録も対象になります。

(参考)記録の有無に関する回答の基準について ア「ある」と回答する場合の例

・現時点で優生手術に関する個人記録の存在を確認している場合 (氏名・性別・住所・生年月日等の記載の一部が欠落している記録を含む。)

イ「ある可能性がある」と回答する場合の例 (現時点で個人記録を把握していない場合)

- ・過去に貴医療機関で実施した優生手術の件数等の記録が確認されている場合
- ・法の施行当時から不妊手術を行っている医療機関である場合
- ・優生手術の実施や個人記録の存在について職員や元職員の記憶又は証言が ある場合
- ウ「ない又はない可能性が高いと思われる」と回答する場合の例
- ・文書保存年限等により、法が母体保護法に改正される以前(平成8年9月25日以前) の記録を一切保存していない場合
- ・法が母体保護法に改正された以降(平成8年9月26日以降)に設立された医療機関である場合
- ※イ及びウの両方に該当する場合には「ない又はない可能性が高いと思われる」を 選択してください。

30障第342号 30保疾第477号

平成30年(2018年) 7月23日

指定障害者支援施設の長

様

指定障害児入所施設等の長

長野県県民文化部長 長野県健康福祉部長 「公印省略

医療機関・福祉施設における優生手術に関する 個人記録の保有状況の調査について(依頼)

平素より、本県の健康福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年4月16日付け30保疾第85号及び30障第57号で旧優生保護法下において実施された優生手術に関する記録の保全について依頼をさせていただいたところですが、このたび、厚生労働省子ども家庭局長から別添写しのとおり、今後の検討に備えて、医療機関及び福祉施設が保有する個人の優生手術に関する記録について調査依頼がありました。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、下記により回答いただきますよう、何卒 よろしくお願いします。

なお、旧優生保護法に関連したお問い合わせや御意見は、県保健・疾病対策課あて御連絡 くださるようお願い申し上げます。

記

- 1 提出資料:別紙1 (調査票)
- 2 提 出 先:県庁健康福祉部保健・疾病対策課母子・歯科保健係
- 3 提出方法:同封の返信用封筒にて御回答ください。
- 4 提出期限:平成30年8月24日(金)
- 5 その他:
- (1) 本調査は、国の通知文中にもありますが、個人の診療記録(カルテ等)やケース記録 の洗い出し等の網羅的な確認を求められているものではなく、<u>調査時点において、各福</u> <u>祉施設等が把握している範囲内の情報について、任意で回答を求めるもの</u>です。
- (2) 優生手術に関する個人記録が確認された場合は、保全をお願いします。 (提出いただく 必要はありません)

長野県健康福祉部 保健·疾病対策課 母子·歯科保健係

課長 西垣 明子 <u>担当 中澤 文子</u> 電 話 026-235-7141 FAX 026-235-7170

E-mail boshi-shika@pref.nagano.lg.jp

長野県健康福祉部 障がい者支援課 施設支援係

 課長
 浅岡
 龍光
 担当
 宮下
 豊

 電
 話
 0 2 6 - 2 3 5 - 7 1 4 9

 FAX
 0 2 6 - 2 3 4 - 2 3 6 9

E-mail shogai-shien@prf.nagano.lg.jp

## 旧優生保護法に関する記録について

旧優生保護法に関する今後の検討に向けて、保健所設置市以外の市町村を対象に、旧優生保護法第3条(第1項第4号及び第5号を除く。)、第4条又は第12条に基づき実施された優生手術に関する記録の保有状況について、当該保有状況の実態を把握するための調査です。下記回答期限の時点で把握している範囲内で、以下の項目につき、ご回答をお願いします。

福祉施設 名称		ごき	旦当者名		
福祉施設種別		※下記	E①~⑧から	選択	
	  活及び社会生活を総合  定する障害者支援施設		らための法律	建(平成17年法律第123号)	
	122年法律第164号)第3 条に規定する児童養護		る母子生活	支援施設	
④児童福祉法第42	条に規定する障害児入 条の2に規定する児童心	听施設	ļ.		
⑥児童福祉法第44	条に規定する児童自立: 31年法律第118号)第3	支援施設		体型	
_	125年法律第144号)第3				
問1優生手術に関す 人記録の有無				※下記①~③から選択	
①「ある」 ②「ある可能性がる ③「ない又はないる	ある」 可能性が高いと思われる	5]			

問2 ①と回答の場合は、保有している記録の種別、手術が実施された(又は可能性がある) 時期及び当該記録に記載のある手術を受けた(又は受けた可能性がある)方に関する 資料等を1人づつご記入ください。(欄が足りない場合は、別紙2へご記入ください。)

No	記録の種別 ※下記A〜Eから選択	手術実施時期	記録の種別欄でEを選択した場合の記録の内容
1			
2			
3			

- A 優生手術申請関係書類
- B 優生手術決定関係書類
- Cその他優生保護審査会関係書類
- D 診療記録(カルテ等)又はケース記録
- 、E その他

- 00			F 上 フ ― かんし 1 ミト フ - 1 Julium	
四汉	(2)と同答し	た場合け	「ある可能性がある」と判断	し ガー †里 田

T-***	ナナルケヨナージにど

<u>平成30年8月24日(金)までに、同封の返信用封筒により長野県保健・疾病対策課あてご返送をお願いいたします。</u>

# <別紙2 問2の追加記載>

別紙1 問2の記載欄が足りない場合に、ご記入ください。

- A 優生手術申請関係書類
- B 優生手術決定関係書類
- C その他優生保護審査会関係書類 D 診療記録(カルテ等)又はケース記録

E その他

No	記録の種別 ※上記A〜Eから選択	手術実施時期	記録の種別欄でEを選択した場合の記録の内容
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

#### <備考>

#### 〇個人記録

記録の媒体(紙媒体・電子媒体)を問わず、ケース記録等の個人の記録であって優生手術が行われた (又は行われた可能性がある)ことが分かるものをいいます。したがって、優生手術一般に関する行政 機関からの通知等、個人のケースに関連しない資料は含まれません。

#### 〇優生手術

「優生手術」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある 個人記録は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術に関する個人記録も対象になりま す。

#### (参考)記録の有無に関する回答の基準について

- ア「ある」と回答する場合の例
- ・現時点で優生手術に関する個人記録の存在を確認している場合(氏名・性別・住所・生年月日等の 記載の一部が欠落している記録を含む。)
- イ「ある可能性がある」と回答する場合の例(現時点で個人記録を把握していない場合)
- 優生手術の実施や個人記録の存在について職員や元職員の記憶又は証言がある場合
- ・入所者やその家族から貴施設入所者が過去に優生手術を受けた旨を聞いたことがある場合
- ウ)「ない又はない可能性が高いと思われる」と回答する場合の例
- ・文書保存年限等により、法が母体保護法に改正される以前(平成8年9月25日以前)の記録を 一切保存していない場合
- ・法が母体保護法に改正された以降(平成8年9月26日以降)に設立された福祉施設である場合
- ※イ及びウの両方に該当する場合には「ない又はない可能性が高いと思われる」を選択してください。

各都道府県 母子保健主管部(局)長 殿

厚生労働省子ども家庭局長 ( 公 印 省 略 )

保健所設置市以外の市町村における優生手術に関する個人記録の保有状況の 調査について(依頼)

平成8年に現在の母体保護法に改正される前の旧優生保護法については、先般、「保健所設置市以外の市町村における旧優生保護法に関連した資料の保全について(依頼)」(平成30年4月25日付子母発0425第2号)により、旧優生保護法下において作成等が行われ、現時点で保健所設置市以外の市町村が保有している旧優生保護法に関連した資料や記録の保全を依頼したところです。

今般、更に保健所設置市以外の市町村における優生手術に関する個人記録の保有状況について調査を行うこととしたことから、貴都道府県におかれては、管内の保健所設置市以外の市町村に対して、別添の調査要領に従って別紙調査票による調査を実施していただきますよう御協力をお願いいたします。

以上

## [送付資料]

- ・保健所設置市以外の市町村における優生手術に関する個人記録の保有状況調査要領
- ・調査票・調査様式

## 保健所設置市以外の市町村における優生手術に関する個人記録の保有状況調査要領

## 1. 趣旨•目的

旧優生保護法(以下「法」といいます。)に関する今後の検討に向けて、保健所設置市以外の市町村を対象に、法第3条(第1項第4号及び第5号を除く。)、第4条又は第 12条に基づき実施された優生手術に関する個人記録の保有状況について、当該保有状況の実態を把握するための調査です。

本調査は保有する資料の網羅的な確認を求めるものではなく、調査時点において、保健所設置市以外の各市町村が把握している範囲内の情報について回答を求めるものです。

## 2. 調査対象医療機関・福祉施設

保健所設置市以外の全市町村が対象です(特別区を除く。)。

## 3. 回答期限

平成30年8月24日(金)までに、保健所設置市以外の各市町村から回答を求め、9月21日(金)までに都道府県ごとに取りまとめた上で調査結果をご提出ください。なお、提出後に回答に修正が必要な場合には速やかにご連絡ください。

## 4. 調査事項

調査票(別紙1)を保健所設置市以外の市町村宛てに配布・回収し、結果を集計の上、調査様式①・②(別紙2-1及び2-2)に記入し、上記期限までに提出してください。

- (1)調査内容(別紙1:調査票)について
  - 市町村名
     市町村名を記入してください。
  - ② 優生手術に関する記録の保有状況

法第3条(第1項第4号及び第5号を除く。)、第4条又は第12条に基づき行われた優生手術に関する個人記録\*について、「ある」、「ある可能性がある」、「ない又はない可能性が高いと思われる」のいずれかを選択してください。

- ※個人記録:記録の媒体(紙媒体・電子媒体)を問わず、面談記録やケース記録等の個人の記録であって優生手術が行われた(又は行われた可能性がある)ことが分かるものをいいます。したがって、優生手術一般に関する国からの通知等、個人のケースに関連しない資料は含まれません。
- ※優生手術:「優生手術」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある個人記録は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術に関する個人記録も対象になります。

(参考) 回答の基準について

- ア)「ある」と回答する場合の例:現時点で優生手術に関する個人記録の存在 を確認している場合(氏名・性別・住所・生年月日等の記載の一部が 欠落している記録を含む。)
- イ)「ある可能性がある」と回答する場合の例:現時点で優生手術に関する個人記録の存在を把握していないが、その存在について職員や元職員の記憶又は証言がある場合
- ウ)「ない又はない可能性が高いと思われる」と回答する場合の例:文書保存 年限等により、法が母体保護法に改正される以前(平成8年9月 25 日以前)の記録を一切保存していない場合
- ※イ及びウの両方に該当する場合には「ない又はない可能性が高いと思われる」を選択してください。

## ③ 保有している記録の内容

②について、「ある」を選択した場合には、記録の種別を「面談記録又はケース記録」及び「その他」のいずれか又は両方を選択してください(「その他」を選択した場合には自由記載欄にその内容を記載してください。)。また、手術が実施された(又は可能性がある)時期を記載するとともに、保有している記録に記載のある手術を受けた(又は受けた可能性がある)個人の人数を記入してください。

- ※記録の内容について、手術を受けた(又は受けた可能性がある)方の氏名等の個人を特定することができる情報の記載は必要ありません。
- (2) 都道府県における集計(別紙2-1及び2-2:調査様式①・②)について
  - ① 別紙2-1には、各都道府県において、調査対象数(調査票を送付した市町村数) を記入するとともに、「ある」、「ある可能性がある」及び「ない又はない可能性が高い」と回答した件数、「ある」と回答した市町村が保有している記録に記載のある手術を受けた(又は受けた可能性がある)個人の人数を集計した結果を記入してください。調査票を送付した保健所設置市以外の市町村数及び回答を集計した結果を記入してください。
  - ② 別紙2-2には、「ある」、又は「ある可能性がある」と回答した市町村について、 回答の詳細を記入してください。

#### (3) 留意事項

- ・公立の医療機関や福祉施設において保全されている優生手術に関する記録は対象 ではありません (別途医療機関等に対する調査依頼を行っています)。
- ・保健所設置市以外の市町村からの回答について、特記すべき事項があれば、様式 2-2の「特記事項」に記入してください。
- ・調査対象が多い場合は、必要に応じて調査様式の行を追加して記入してください。
- ・調査結果については、市町村名が特定されない方法で整理・公表する予定です。

# 4. 提出先

botaihogo@mhlw.go.jp

# 5. 本件照会先

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

課長補佐 工藤春華 企画調整係 山崎博子、橋本捷太、釼持智洋

連絡先 直通:03-3595-2544

FAX: 03-3595-2680

## 旧優生保護法に関する記録について(ご協力のお願い)

旧優生保護法に関する今後の検討に向けて、保健所設置市以外の市町村を対象に、旧優生保護法第3条(第1項第4号及び第5号を除く。)、第4条又は第12条に基づき実施された優生手術に関する記録の保有状況について、当該保有状況の実態を把握するための調査です。下記回答期限の時点で把握している範囲内で、以下の項目につき、回答をお願いします。

回答期限:平成30年8月24日(金) 回答提出先:〇〇県〇〇課····

市町村名		担当者	
優生手術に関する 個人記録の有無	※下記①~③から選択		
	①「ある」 ②「ある可能性がある」 ③「ない又はない可能性が高いと思われる」 ■		

①と回答した場合は、保有している記録の種別、手術が実施された(又は可能性がある)時期及び当該記録に記載のある手術を受けた(又は受けた可能性がある)個人の人数

記録の種別 ※保有する記録に〇を記え	手術実施時期	記録の種別欄で「その他の記録」を選択した場合の 記録の内容	人数
面談記録(カルテ等) 又はケース記録			
その他の記録			人

### く備考>

※個人記録:記録の媒体(紙媒体・電子媒体)を問わず、面談記録やケース記録等の個人の記録であって優生手術が行われた(又は行われた可能性がある)ことが分かるものをいいます。したがって、優生手術一般に関する国からの通知等、個人のケースに関連しない資料は含まれません。

※優生手術:「優生手術」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある個人記録は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術に関する個人記録も対象になります。

# (参考)記録の有無に関する回答の基準について

ア)「ある」と回答する場合の例:現時点で優生手術に関する個人記録の存在を確認している場合(氏名・性別・住所・生年月日等の記載の一部が欠落している記録を含む。)

イ)「ある可能性がある」と回答する場合の例:現時点で優生手術に関する個人記録の存在を把握していないが、その存在について職員や 元職員の記憶又は証言がある場合

ウ)「ない又はない可能性が高いと思われる」と回答する場合の例:文書保存年限等により、法が母体保護法に改正される以前(平成8年9月25日以前)の記録を一切保存していない場合

※イ及びウの両方に該当する場合には「ない又はない可能性が高いと思われる」を選択してください。

# <別紙2-1:調査様式① 集計票>

# 提出自治体名:

		回答数				
	調査対象数	ある 人	ある可能性がある	ない又はない可能性が高い		
合計						

# <別紙2-2:調査様式② 個別票>

# 提出自治体名:

整理番号	①市町村名	②優生手術に関する 記録の保有状況	③保有している記録の種別		⑤「その他」の記録の内容	⑥手術を受けた(又は可能性がある)個人の人数	⑦特記事項
例	00市	ある	A 面談記録又はケース記録	昭和25年~昭和38年	_	5	
例	<b>△△町</b>	ある可能性がある	_	_	_	_	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							

市町村母子保健担当部 (課)長 様 (長野市を除く)

長野県健康福祉部長

保健所設置市以外の市町村における優生手術に関する 個人記録の保有状況の調査について(依頼)

平素より、本県の保健衛生行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

旧優生保護法に関連する記録等の保全については、先般「旧優生保護法下において実施された優生手術に関する記録等の保全について」(平成30年4月16日付30保疾第65号)で依頼をさせていただいたところです。

この度、厚生労働省子ども家庭局長から別添写しのとおり、今後の検討に向けて、保健所設置市以外の市町村における優生手術に関する個人記録の保有状況について、調査依頼がありました。(保健所設置市については、調査実施済み。)

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、母子保健担当課(係)に加え、障がい福祉、生活保護、児童福祉等担当課(係)における調査及び結果をとりまとめの上、下記により回答いただきますようお願いします。

なお、旧優生保護法に関連したお問い合わせや御意見は、保健・疾病対策課まで御連絡 ください。

記

- 1 提出資料: 別紙1 (調査票)
- 2 提出先: 県庁健康福祉部 保健·疾病対策課
- 3 提出方法: 電子メール (boshi-shika@pref.nagano.lg.jp)
- 4 提出期限: 平成30年8月24日(金)
- 5 その他:

優生手術に関する個人記録が確認された場合は、保全をお願いします。 (提出いただく 必要はありません。)

長野県健康福祉部 保健·疾病対策課 母子·歯科保健係

住 所 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

担 当 課長 西垣 明子 担当 中澤 文子

電 話 026-235-7141

FAX 0 2 6 - 2 3 5 - 7 1 7 0

## <別紙1:調査票>

# 旧優生保護法に関する記録について

旧優生保護法に関する今後の検討に向けて、保健所設置市以外の市町村を対象に、旧優生保護法第3条(第1項第4号及び第5号を除く。)、第4条又は第12条に基づき実施された優生手術に関する記録の保有状況について、当該保有状況の実態を把握するための調査です。以下の項目につき、回答をお願いします。

市町村名		担当者	
問1 優生手術に関す る個人記録の有無			※下記①~③から選択
①「ある」 ②「ある可能性がある」 ③「ない又はない可能性が高いと思われる」		•	

問2 ①と回答した場合は、保有している記録の種別、手術が実施された(又は可能性がある)時期及 び当該記録に記載のある手術を受けた(又は受けた可能性がある)個人の人数 (行が足りない場合は、適宜増やしてください)

担当課(係)	記録の種別 ※保有する記録に〇を記入		手術実施時期	記録の種別欄で「その他の 記録」を選択した場合の 記録の内容	人数
母子保健を含む	面談記録(カルテ等) 又はケース記録				
保健担当課(係)	その他の記録				人
障がい福祉担当	面談記録(カルテ等) 又はケース記録				
課(係)	その他の記録				人
生活保護担当課	面談記録(カルテ等) 又はケース記録				
(係)	その他の記録				人
児童福祉担当課	面談記録(カルテ等) 又はケース記録				
(係)	その他の記録				人
その他	面談記録(カルテ等) 又はケース記録				
( )	その他の記録				人
計	面談記録(カルテ等) 又はケース記録				
ĒΙ	その他の記録				人

<sup>\*8</sup>月24日(金)までに、メール(boshi-shika@pref.nagano.lg.jp)にて保健・疾病対策課あて返送をお願いします。

### <備考>

### 〇個人記録

記録の媒体(紙媒体・電子媒体)を問わず、面談記録やケース記録等の個人の記録であって優生手術が行われた(又は行われた可能性がある)ことが分かるものをいいます。したがって、優生手術一般に関する国からの通知等、個人のケースに関連しない資料は含まれません。

## 〇優生手術

「優生手術」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある個人記録は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術に関する個人記録も対象になります。

## (参考)記録の有無に関する回答の基準について

- ア「ある」と回答する場合の例:現時点で優生手術に関する個人記録の存在を確認している場合(氏名・性別・住所・生年月日等の記載の一部が欠落している記録を含む。)
- イ「ある可能性がある」と回答する場合の例:現時点で優生手術に関する個人記録の存在を 把握していないが、その存在について職員や元職員の記憶又は証言がある場合
- ウ「ない又はない可能性が高いと思われる」と回答する場合の例:文書保存年限等により、 法が母体保護法に改正される以前(平成8年9月25日以前)の記録を一切保存していない場合

# <別紙2 問2の追加記載>

別紙1 問2の記載欄が足りない場合に、ご記入ください。

- A 優生手術申請関係書類
- B 優生手術決定関係書類
- C その他優生保護審査会関係書類 D 診療記録(カルテ等)又はケース記録

E その他

No	記録の種別 ※上記A〜Eから選択	手術実施時期	記録の種別欄でEを選択した場合の記録の内容
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

平成30年7月23日

保健福祉事務所長 様

健康福祉部長

保健所設置市以外の市町村における優生手術に 関する個人記録の保有状況の調査について(通知)

旧優生保護法に関する対応につきましては、平素から御理解と御協力をいただき感謝申し 上げます。

さて、厚生労働省子ども家庭局長から別添写しのとおり、今後の検討に向けて、保健所設置市以外の市町村における優生手術に関する個人記録の保有状況について調査依頼があり、別添(写し)のとおり長野市を除く市町村あて依頼しましたので、御承知おきください。

なお、旧優生保護法に関連した報道機関からの問い合わせにつきましては、引き続き保健 ・疾病対策課を案内いただきますようお願いします。

長野県健康福祉部 保健·疾病対策課 母子·歯科保健係

住 所 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

担 当 課長 西垣 明子 担当 中澤 文子

電 話 026-235-7141

FAX 0 2 6 - 2 3 5 - 7 1 7 0



# 長野県(健康福祉部)プレスリリース 平成 30 年(2018 年)9 月 21 日 長野県立病院機構プレスリリース 平成 30 年(2018 年)9 月 21 日

旧優生保護法に基づく優生手術について、市町村、医療機関、福祉施設を 対象とする調査の結果がまとまりました

旧優生保護法(昭和23年から平成8年)に基づく優生手術\*について、国からの調査依頼に基づき市町村、医療機関、福祉施設について調査を実施しました。

\*旧優生保護法第3条(第1項第4号及び第5号を除く。)第4条又は第12条に基づき実施された不妊手術

### 1 調査概要

旧優生保護法に関して今後の検討に備えるため、厚生労働省から都道府県等に対して発出された、 <u>市町村、医療機関、福祉施設が保有する優生手術の**個人記録の有無**</u>に係る調査依頼(7月13日付)に基づく調査

## 2 調査対象施設等(長野市調査分を含む。カッコ内は施設数)

市町村(77)、医療機関(1,746)、障害者支援施設(58)、障害児入所施設(6)、母子生活支援施設(4)、児童養護施設(14)、児童心理治療施設(1)、児童自立支援施設(1)、婦人保護施設(1)、保護施設(7)

合計 1,915 施設

## 3 調査事項

市町村、医療機関、福祉施設において、優生手術に関する個人記録が、「ある」、「ある可能性がある」、「ない又はない可能性が高いと思われる」のいずれかを選択。「ある」を選択した場合は、記録の内容や手術を受けた人数等も回答。

# 4 調査結果 【詳細は別添1。県立の福祉施設と病院の調査結果は別添2】

調査対象施設は 1,915 施設で、このうち 1,693 施設から回答があり(回答率: 88.4%)、回答があった施設のうち、「ある」は 9 施設(13 人)、「ある可能性がある」は 9 施設でした。

	対象数		回答数 (件・人)					
	刈豕剱	合計	ある		ある可能	ない又はない	なし	備考
				人数	性がある	可能性が高い	(件)	
市町村	77	77	0	_	0	77	0	
医療機関	1,746	1,526	2	4	7	1,517	220	
障害者施設	64	62	5	7	1	56	2	
児童福祉施設	20	20	0	_	0	20	0	
その他福祉施設	8	8	2	2	1	5	0	
合計	1,915	1,693	9	13	9	1,675	222	回答率:88.4%

#### 5 その他

県内の旧優生保護法に関する情報については、以下の県ホームページをご覧ください。 https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/boshishika/yuuseisoudan.html

#### しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)推進中

健康福祉部 保健·疾病対策課 母子·歯科保健係

(課長)西垣 明子 <u>(担当)中澤 文子</u> 電話 026-232-0111(代表) 内線 2664 026-235-7141(直通)

ファクシミリ 026-235-7170

E-mail boshi-shika@pref.nagano.lg.jp

健康福祉部 障がい者支援課 管理係

(課長)浅岡 龍光 (担当)手塚 靖彦

電話 026-232-0111(代表)内線 2382 026-235-7103(直通)

ファクシミリ 026-234-2369

E-mail shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

(地独)長野県立病院機構本部事務局 (局長)村山 隆一 (担当)小山 勤

電話 026-235-7160(直通) ファクシミリ 026-235-7161 E-mail honbu@pref-nagano-hosp.jp

# 優生手術に関する個人記録の保有状況調査結果【市町村・医療機関・福祉施設】

# 1-1 施設等の区分別回答結果(長野市分を含む)

		対象	回答					
	区分	施設	施設数	① ある	人数	② ある可能性 がある	③ない又はない 可能性が高い	未回答
ī	市町 村	77	77	0	-	0	77	0
[2]	<b>医療機関</b> (病院・診療所)	1,746	1,526	2	4	7	1,517	220
ß	章害者施設	64	62	5	7	1	56	2
	障害者支援施設	58	56	5	7	1	50	2
	障害児入所施設	6	6	0	-	0	6	0
ע	見童福祉施設	20	20	0	_	0	20	0
	母子生活支援施設	4	4	0	_	0	4	0
	児童養護施設	14	14	0	_	0	14	0
	児童心理治療施設	1	1	0	-	0	1	0
	児童自立支援施設	1	1	0	_	0	1	0
7	その他福祉施設	8	8	2	2	1	5	0
	婦人保護施設	1	1	0	_	0	1	0
	保護施設	7	7	2	2	1	4	0
	合 計	1,915	1,693	9	13	9	1,675	222

# 1-2 確認された個人記録の内容等【①「ある」と回答があったもの】

	施設種別 【県立の場合は名称】	保有する記録の内容	手術実施時期
1	病院 【信州医療センター】	手術台帳	昭和 26 年
2	病院 【信州医療センター】	手術台帳	昭和 28 年
3	病院 【木曽病院】	診療録	昭和 43 年
4	病院 【木曽病院】	診療録	昭和 51 年
5	障害者支援施設【西駒郷】	ケース記録 (入所時の調査資料)	昭和 44 年
6	障害者支援施設【西駒郷】	ケース記録 (入所時の調査資料)	昭和 47 年
7	障害者支援施設 A	保健記録(前入所施設からの引継)	昭和 27 年
8	障害者支援施設 B	入所時社会調査診断書	昭和 40 年
9	障害者支援施設 B	面接記録(前入所施設からの引継)	昭和 47 年
10	障害者支援施設 C	入所・委託依頼書	昭和 52 年
11	障害者支援施設 D	ケース記録(入所時、家族からの聞き取り)	不明
12	保護施設 A	ケース記録(入所時、関係機関から情報提供)	昭和 29 年
13	保護施設 B	ケース記録 (入所中のもの)	昭和 49 年

# 1-3 個人記録が「②ある可能性がある」と回答した施設

	施設種別 【県立の場合は名称】	保有している可能性があると判断した理由
1	病院【阿南病院】	当時の診療録を保管
2	病院【こころの医療センター駒ケ根】	当時の診療録を保管
3	病院 A	「不妊手術の同意書」(病院の様式)の綴を保管
4	病院 B	医療型障害児入所施設を併設。診療記録を保管の可能性
5	病院 C	当時の手術台帳を保管
6	診療所 A	以前、産婦人科を標榜していたことと診療録等を保管
7	診療所 B	産婦人科を標榜しており、当時の手術台帳等を保管
8	障害者支援施設 E	ケース記録(前利用施設からの引継記録等)を保管
9	保護施設 C	当時のケース記録等を保管

# 2 県立の福祉施設と病院の調査結果

(1)福祉施設(総合リハビリテーションセンターの病院部門を含む) 下記の県立福祉施設等について、手術台帳、ケース記録等を調査。

施設の名称		施設の区分	調査した資料等	確認した資料の期間	個人記録 確認件数
総	合リハヒ゛リテーションセンター				
	病院部門	病院	   手術台帳 	設立時(S49年)~H8年度	0 件
	施設部門	障害者支援施設	ケース記録	H19 年度以降の退所者及 び現在の入所者のもの	0 件
西	「駒郷	障害者支援施設	ケース記録	·ス記録 設立時(S43 年)~H8 年度	
信	<b>注</b> 濃学園	障害児入所施設	ケース記録	S60 年度~H8 年度	0 件
杉	本あさひ学園	さひ学園 児童心理治療施設 入所者台帳		S42年2月~H8年度	0 件
波田学院		医田学院 児童自立支援施設 ケース記録		S61 年度~H8 年度	0 件

# ○ 上記のうち、調査対象の優生手術の可能性が高い事案(西駒郷)

番号	時期	性別	<b>年齢</b> (当時)	<b>法</b> (根拠規定)	確認された資料
1	S44	女性	20代	不明	ケース記録
2	S47	女性	10代	不明	ケース記録

<sup>\*</sup>上記の他、入所時の調査資料に、不妊手術と考えられる記録が計4件あり

# (2) 県立病院 長野県立病院機構で調査を実施

#### 1 調査対象

旧優生保護法第3条(第1項第4号及び第5号を除く。)、第4条又は第12条に基づき実施された優生手術に関する記録

## 2 調査期間・施設

- (1) 調査期間 平成30年5月~平成30年8月
- (2) 調査施設 信州医療センター、こころの医療センター駒ヶ根、阿南病院、木曽病院 ※ こども病院は平成5年5月に開院した小児専門医療施設(平成12年9月産科開設)であるため調査対象外施設とした。

## 3 調査方法

現存している手術台帳から優生手術の可能性のある術式(卵管結紮術、精管結紮術など)の手術を実施した事案について、調査対象該当の有無を現存している診療録により確認。

## 4 調査結果

信州医療センターと木曽病院において、調査対象の可能性が高い事案が各2件ありました。 これ以外は、調査対象の優生手術の実施は確認できませんでした。

		原ルチ作のコ				
病院名	確認した手術台帳の期間	優生手術の可能性のある術式の手術件数	調査対象の優 生手術の可能 性が高い事案	母体保護のた めの優生手術	診療録廃棄済 のため確認不 能	
信州医療センター	昭和 26 年 ~平成 8 年 (一部廃棄済)	174 件	2 件	105 件	67 件	
木曽病院	昭和 39 年 ~平成 8 年 (一部廃棄済)	12 件	2 件	0 件	10 件	
阿南病院	平成 18 年以前のものは廃棄済	_	_	_		
こころの医療 センター駒ヶ根	手術は実施していない。	_				

## ○ 上記のうち、調査対象の優生手術の可能性が高い事案

番号	病院名	時期	性別	年齢	<b>法</b> (根拠規定)	確認された資料
1	信州医療センター	S26	男性	不明	不明	手術台帳
2	信州医療センター	S28	男性	不明	不明	手術台帳
3	木曽病院	S43	女性	30代	不明	外来診療録
4	木曽病院	S51	男性	10代	不明	外来診療録